

調理師養成施設の内容変更承認 審査基準

【事務の根拠】

○調理師法施行令（昭和三十二年政令第三百三号）第1条の2

調理師法（以下「法」という。）第三条第一号の規定による指定を受けた調理師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、生徒の定員その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

【参考条文】

○調理師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第五条

法第三条第一号に規定する指定を受けようとする調理師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施設の長、教員の履歴書及び第十一号に掲げる飲食店等における実習を承諾する旨の当該飲食店等の営業者の承諾書を添えて、これを調理師養成施設を設立しようとする日の四か月前までに、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 調理師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- 三 調理師養成施設の長の氏名
- 四 教員の氏名及び担当科目
- 五 教科課程ごとの生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数
- 六 入所資格
- 七 入所の時期
- 八 修業期間、教科課程及び教育内容ごとの実習を含む総授業時間数
- 九 施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 十 設備の状況
- 十一 実習施設として利用しようとする飲食店等の名称及び所在地
- 十二 設立者の資産状況及び調理師養成施設の経営方法
- 十三 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

○施行規則第八条

令第一条の二の承認の申請は、指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更の予定年月日、変更の理由並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ同表の当該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、変更しようとする二か月前（第五条第五号に掲げる事項（教科課程ごとの生徒の定員に限る。）を変更しようとする場合は、四か月前）までに、都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。

承認を受けようとする事項又は事由	記載事項
第五条第五号に掲げる事項	第五条第七号、第九号及び第十号に掲げる事項、担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
修業期間	第五条第七号、第八号(修業期間に係る部分を除く。)、第九号及び第十号に掲げる事項
教科課程	第五条第七号、第八号(教科課程に係る部分を除く。)、第九号及び第十号に掲げる事項並びに担当科目別教員数